

## 公立保育所の今後の基本的方向（概要）

近年の社会経済情勢の著しい変化の中で、少子化の一層の進行など子どもを取り巻く環境の変化を背景に、国では、児童福祉法の改正をはじめ新たな施策が次々と打ち出されている。

この「公立保育所の今後の基本的方向」は、こうした動向等を踏まえ、公立保育所が今後果たすべき役割及びその適正規模について明らかにしたものである。

### 1 近年の少子化の状況と国等の対応

下降傾向が続く合計特殊出生率は、平成17年には1.25と最低記録を更新した。国では、これまで様々な少子化対策を推進してきたが、特に平成15年の児童福祉法の改正では、すべての子育て家庭への支援を市町村の努力義務として定め、市町村には、その支援について積極的に取り組むための仕組みづくりが求められることとなった。

### 2 本市の保育の現状と課題

- (1) 本市の就学前児童数は少子化の影響もあり減少傾向にあるが、保育所入所の子どもの数は、逆に増加傾向を示している。今後も保育に欠ける子どもに対しては、保育需要を把握するなかで、その需要に応じたサービスの充実を行っていくことが課題となる。
- (2) 本市の就学前児童のうち、3歳未満児の約80%は在宅の子どもであるが、一般的に3歳未満の子どもについては育児負担が大きいと言われている。こうした在宅の子育て家庭を対象とした地域における子育て支援の仕組みづくりが課題となっている。

### 3 本市の公立保育所の現状と課題

- (1) 在宅で子育てをする家庭への支援についての期待は高まっており、保育に欠ける子どもに保育を行いながら、地域の子育て支援事業をより一層充実していく必要がある。
- (2) 公立保育所の市法定外負担額の平成16年度決算額は約23億円に上っており、その縮減に努めていく必要がある。  
また、長年に渡り培ってきた育児に関するノウハウを活用したサービスを提供していくことも必要である。
- (3) 現在の公立保育所の保育士の年齢構成は、保育士全体の約7割が46歳以上、平均年齢は約48歳であり、定年退職等により2、3年後から職員数が急激に減少していくという課題を含んでいる。
- (4) 施設面においては、老朽化しているプレハブ保育所の建替え等は、早急かつ計画的に進めていかなければならない課題である。

### 4 公立保育所の主な特徴

公立保育所は、本市における保育水準を一定確保しており、サービス内容は概ね均一であるとともに、地域保健担当等の行政機関と情報共有、連携・協力が容易である。

また、在籍する保育士は公務員であり、60歳定年制度が確立されており、長年の実務経験に基づく知識や技術が概ね備わっている。

## 5 本市の公立保育所のあり方

### (1) 公立保育所が今後果たすべき役割

行政としての基本的責任を果たしていく視点から、私立保育所では担うことが期待しにくい領域については、公立保育所が一定の役割を果たすべきであり、その主なものは次のとおりである。

#### ア 保育に欠ける子どもの受け入れを保障する役割

今後、直接入所契約等の導入も具体化に向けて動きだしているなかでは、定員充足などによる施設側の正当な理由により契約が不成立になり、入所できないという事態も想定される。

行政としては、こうした子どもについては、可能な限り入所できる体制を整えていく。

また一方では、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化等を踏まえ、例えば休日保育や長時間延長保育などニーズは少ないものの現に困っている保護者がいる、しかし採算性の観点等から民間では実施が難しいといった保育サービスの実施を検討していく。

#### イ 市の保育水準の維持向上を示す役割

公立保育所は、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しながら、保育を実践する中で、日々その向上を図っている。

今後は、市全体の保育水準の向上につなげるためにも、私立保育所との合同研修など相互に連携・向上が図れるようなシステムを確立していく。

#### ウ 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

地域には保育所や幼稚園をはじめ各種の施設、機関が子育て支援に関する事業を展開している。今後は、長年に渡って培ってきた、公立保育所がもつ子育てノウハウを積極的に提供することにより、子育て支援の充実を図る役割を果たしていく。

### (2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

#### ア 在宅子育て支援に供する施設の整備

現在の施設では、保育に欠ける子どもを保育するための設備しか確保されていないため、地域の子育て家庭を対象とした支援事業を実施するにあたっては不十分である。

したがって、特にプライバシーの観点から育児相談室の設置などの施設整備を図っていくこととし、これらの施設整備にあたっては、現存する公立保育所を改築、あるいは建替え等の時期に併せて整備することとする。

#### イ 保育士の年齢構成の適正化

公立保育所が、前述した役割を将来にわたって、果たしていくにあたっては、これまで蓄積してきた保育の実践ノウハウを確実に継承していくため、計画的に、将来の組織維持を念頭に置いた年齢構成の適正化を図っていく。

なお、新規採用にあたっては、特定の年齢層で団塊を形成することがないように配慮しつつ、今後求められる子育て支援にも対応できるよう資質の高い保育士の育成を図っていく。

## 6 本市の公立保育所の適正規模

### (1) 公立保育所の適正規模

本市では、平成5年4月の尼崎市行政改革審議会答申の考え方を基本とし、公立保育所の民間移管を進めてきた。本市が行政の基本的責任を果たすにあたっては、時代の変化やこれに伴う社会的要請とともに、公立保育所に求められる役割も大きく変化してきているなかで、公立保育所の必要数については、一定の整理が必要な時期に来ている。

#### ア 選定の考え方

##### (ア) 選定にあたっての3つの視点

###### 子どもの数の視点

本市の子どもの分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。

###### 利用者の生活圏の視点

利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用にあたっては、施設までの距離的な要素も重要である。

###### 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点

地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

#### イ 適正規模

公立保育所の適正規模を判断するにあたっては、公立保育所が今後果たすべき役割や選定の考え方及び市域にできるだけ万遍なく配置するという考え方を基本として総合的に判断することとする。

必要となる公立保育所については、利用者の生活圏の視点から、市域をJR東海道線と県道の道意線及び玉江橋線で区分した6つのエリアを基本に置き、これに子どもの数の視点を加味して判断した結果、市域に9か所の公立保育所を万遍なく配置することとし、この規模をもって現時点での公立保育所の適正規模とする。

なお、現存する公立保育所のうち現時点で必要と考える9か所の保育所は次表のとおりである。

市域南部	北難波、杭瀬、大庄
市域北部	塚口、大西、武庫東、武庫南、次屋、園田

このほかの公立保育所については、鉄筋コンクリート造りの保育所及びプレハブ保育所の個々の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施し、公立保育所全体の構築を行うものとする。

### (2) 公立保育所の構築に向けて

前述の適正規模に至るまでの間においても、公立保育所としての役割を果たせるよう、必要な体制等の整備を行うこととし、これと併せ、年次的、計画的に民間移管を進めるといった公立保育所全体の構築を実施していく。このため、別途、3～4年を1サイクルとする構築に係る短期計画を策定し、推進することにより適正規模に到達させるものとする。